

新型コロナ特例貸付の受付は9月末で終了します【令和4年9月情報】

新型コロナウイルスの影響による減収や離職等を対象とした特例貸付ですが、**受付期間が令和4年9月末で終了**となります。**申込を希望される方は9月30日（金）17時までにお電話ください。**（直通電話：0263-25-7311）

（月末は受付期間終了に伴う申込増が予想されますので、早めにご連絡ください。）

松本市社会福祉協議会での受付方法は次のとおりですので、ご確認の上、お申込みください。

【面談の予約】

電話による申込のみ承ります。

電話番号：0263-25-7311（松本市社会福祉協議会 生活福祉課・自立支援係）

【申請の流れ】

- ① 電話による面談予約（面談日時の決定）
- ② 社協よりご自宅に郵送で申し込み用紙を送付いたします。
- ③ 届いた書類を記入し、必要なものをそろえてください。
※必要な書類は同封のチェックリストを参照してください。
- ④ ③でそろえた書類等を持って、①で決定した面談日にお越しください。

【その他】

- ・予約せずに来所された場合は、面談の予約と書類のお渡しのみとなります。

お問い合わせ

松本市社会福祉協議会 生活福祉課・自立支援係

〒390-0833 松本市双葉4番16号（総合社会福祉センター内）

電話 25-7311（直通）